

平成 17 年 7 月 11 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社  
代表者名 取締役社長 藤 井 良 清  
(コード番号 2282 東証・大証第一部)  
問合せ先 広報部長 西 原 耕 一  
T E L 06-6282-3031

### 新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、商法 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および平成 17 年 6 月 28 日開催の当社第 60 回定時株主総会決議に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関して、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

なお、当制度の導入は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「役員等」という。)に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的と致しております。

#### 記

1. 新株予約権の名称  
日本ハム株式会社 2005 年 7 月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 108,000 株
3. 新株予約権の数  
108 個  
なお、新株予約権の 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株数」という。)は 1,000 株とする。
4. 各新株予約権の発行価額及び発行日  
各新株予約権は無償で発行するものとし、これを発行する日(以下、「発行日」という。)は平成 17 年 7 月 11 日とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。
6. 各新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額  
108,000 円
7. 新株予約権を行使することができる期間  
平成 17 年 7 月 12 日から平成 37 年 6 月 30 日まで

8. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の役員等の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

9. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において発行価額中資本に組入れる額

資本に組入れる額は1株当たり1円とする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の株主配当金は、新株予約権の行使の日の属する営業年度の初めに株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（またはその時々における当該業務担当場所）

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

UFJ信託銀行株式会社大阪支店

（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

16. 割当先の概要

当社の取締役、監査役および執行役員の合計35名に割当てる。

以 上